

発 福 第 1367 号
平成 26 年 7 月 23 日

各自治会長 様

北栄町長 松本昭夫
(公印省略)

金婚表彰対象者の調査及び報告について (お願い)

今年度も本町は敬老事業の一環として、米寿・金婚対象者の方に祝詞及び記念品の贈呈を実施いたします。

米寿表彰については、生年月日で対象者が確定することから、町において対象者の把握ができますが、金婚（結婚 50 周年）表彰については、婚姻届や事実婚など、個々の事情により「結婚の日」の確定が不明確であり、町で把握することが困難です。

このため、金婚表彰の対象になる方については、各自治会において周知していただき、自治会長から連絡があったものについて表彰を行います。お手数になりますが、別紙により福祉課へ報告していただきますようお願いいたします。

記

・ 金婚（結婚 50 周年）表彰対象者

昭和 39 年 1 月 1 日から昭和 39 年 12 月 31 日の間に結婚された方

・ 報告期限 8 月 8 日(金)

福祉課（大栄庁舎）または分庁総合窓口（北条庁舎）に別紙を提出してください。

なお、祝詞等は 9 月の敬老週間（中旬）頃に対象者へ贈呈します。

(担当) 福祉課 黒田

電 話 : 0858 - 37 - 5850

ファクシミリ : 0858 - 37 - 5339

E メール : kuroda@e-hokuei.net

放送文（案）

自治会用

役場福祉課では今年結婚50周年の金婚を迎えられるご夫婦及び数えの88歳を迎えられる方に祝詞と記念品を贈呈します。

このうち、結婚50周年を迎えられる方の調査を行っていますので、昭和39年に結婚された方は8月 日までに自治会長まで報告してください。

なお、祝詞と記念品は9月中旬に役場から対象者に直接、贈呈されます。

資料No.6（別紙）

平成26年度 金婚該当者

【 自治会 】

住 所	氏 名	結婚の年

・ 該当者なし

- ※ 平成26年1月1日から12月31日の間に、金婚：結婚満50年（昭和39年に結婚）になるご夫婦です。
- ※ 取りまとめのうえ、平成26年8月8日（金）までに福祉課（大栄庁舎）または分庁総合窓口（北条庁舎）に提出をお願いします。
- ※ 該当者がいない場合も福祉課に連絡をお願いします。
- ※ お祝いは9月に各家庭を訪問して行う予定です。